

アンチ・ダンピング措置の制度の改正及び運用の改善

- 昨年度及び本年度関税改正要望において、申請・調査開始の間口を広げるための制度改正を要望した結果、**申請・調査開始のハードルがWTO協定並みに下がること**になります。
- また、運用面での改善も行い、申請企業の負担軽減を進めています。

制度改正

2017年度から改正予定（税制改正大綱に盛り込み）

- 申請時に提出する損害情報の簡素化
- 国内生産者の申請に対する支持状況の確認を政府も実施可能として申請者負担を軽減
- 輸入生産者（輸入も国内生産も行う者）等を申請・調査開始の判断から除外

本年5月に見直し済み

- 団体名での申請に必要な要件を緩和

運用改善

見直し済み

- 早期課税の実現
（調査開始～暫定課税：14ヶ月→10ヶ月）
- 申請や調査に伴う企業内の人的負担の軽減
（例：申請書類や提出証拠の簡素化）

- 資金的負担の軽減

（例：独力で申請書が作成できるようモデル申請書を公開）

↓
諸外国並みにアンチ・ダンピング制度を使いやすくする

制度の改正が行われました（１）

- 団体名でアンチ・ダンピング調査の申請するための申請要件が緩和されました。

1 団体申請要件の緩和

平成28年度関税改正要望で実現。平成28年5月1日改正政令を施行しました。

- アンチ・ダンピングは、個社名や複数社名だけでなく団体名でも申請が可能です。

【従来】

調査対象製品を生産する構成員が過半数以上であれば団体として申請可能

改正

【改正後】

調査対象製品を構成員の二以上の者が生産していれば、団体として申請可能

制度の改正が行われました（2）

- 申請者が申請書に記載する事項が簡略化され、実質的に申請要件が緩和されます。これにより、申請に向けて同業他社と調整する負担が大きく軽減します。

2 申請書記載事項の負担軽減

平成29年度関税改正要望で実現。平成29年4月から見直し後の制度が施行される予定。

- 申請に当たっては、申請書において、申請者が損害指標（調査対象物品についての財務指標）や申請に対する国内生産者の支持の状況を記載することが必要です。

課税申請時に必要な損害情報

【現状】

申請者が**国内産業の相当な部分**（概ね50%以上の生産高を占める者）の損害指標を提出する必要。

（概ね50%以上の生産高を有する者での申請が必要。）



【見直し後】

申請者が**合理的に入手可能な範囲**の損害指標の提出で許容されうることを明確化。

（概ね50%以上の生産高を有しなくても、申請適格（25%）を満たせば申請が可能。）

申請に対する国内生産者の支持状況

【現状】

申請者の生産高合計で50%以上を占め、申請への賛成が反対を上回ること（支持状況）を、**申請前に、申請者が確認**。



【見直し後】

申請者の生産高合計が50%に満たない場合、支持状況（申請への賛成が反対を上回ること）を、**申請後に、産業所管省庁が確認**できるようにする。

制度の改正が行われました（3）

- 申請・調査開始時の判断から輸入生産者等を除外できるようになります。これにより、輸入生産者等の協力が得られるか否かにかかわらず申請や調査開始が行われます。

3 申請・調査開始時における輸入生産者等の取り扱い

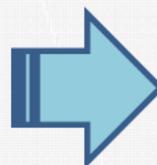
平成29年度関税改正要望で実現。平成29年4月から見直し後の制度が施行される予定。

- 申請・調査開始に当たっては、申請書において、申請者が「総生産高の25%以上を占める国内の生産者であるか」等の要件を満たしていることが必要です。

申請・調査開始の判断から輸入生産者等を除外できるようにする

【現状】

WTO協定と異なり、国内生産も輸入もしている者等（輸入生産者等）を含めて、申請、調査開始の要件を判断。



【見直し後】

申請、調査開始段階では、国内生産も輸入もしている者等（輸入生産者等）を除いて、申請、調査開始の要件を判断。

生産拠点のグローバル化が進展する中、同業他社が輸入生産者等か否かの把握は難しく、申請に対する意向確認は困難。

運用面の改善も進めています

- 運用改善を通じ、アンチ・ダンピング制度の活用に必要な産業界の負担を軽減しています。

○ 資金的負担の軽減

- ・ 弁護士費用負担の軽減 (一桁少なく)
モデル申請書の公開や事前相談強化により、企業が自ら申請書が書けるようになった。
- ・ 申請書に記載するための輸出国市場調査を不要化 (数百~千万円 → 不要)
市況データ等入手可能な情報で申請を可能とした。

○ 人的負担の軽減

- ・ 申請書の簡素化 (ドッチファイル4冊 → 1冊)
- ・ 調査開始後に提出が求められる追加的損益データの不要化 (2~4四半期 → 不要)
事前相談の強化により申請準備期間を短縮し、速やかに調査開始に至ることで実現した。
- ・ 調査段階で提出を求める証拠を削減 (例：追加質問状約10頁 → 4頁)
事前相談の強化により事案や制度の理解を深めることで実現した。

○ 不当な安値輸出の速やかな是正（早期課税）

- ・ 調査手続きの改善、効率化を進め、暫定課税までの期間を短縮 (14ヶ月 → 10ヶ月)
(参考) 諸外国の暫定課税までの期間：米国 5~7ヶ月、中国 7~8ヶ月、EU：9ヶ月